

広島県告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十九年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三原市本郷町南方字立石一五一八の一〇一から一〇三まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため